

年末・年始 市の業務

年末・年始の休業期間は、次のとおりです。

		12	.月				1月		
施設名	28日 (土)	29日 (日)	30日 (月)	31日 (火)	1日 (水)	2日 (木)	3日(金)	4日 (土)	5日 (日)
市役所本庁、各支所(※1)	休み-								
サン・シープラザ		休み-					-		
本郷・久井・大和保健福祉センター	休みー								
芸術文化センター ポポロ		休みー					-		
児童館		休みー					-		
市民福祉会館		休みー					-		
リージョンプラザ		休みー					-		
大和勤労福祉センター		休みー					-		
三原市・本郷・大和人権文化センター	休みー								
中央・本郷・久井・大和図書館	休み-							-	
三原市·久井歴史民俗資料館	休みー							-	
中央公民館、各公民館・コミュニティセンター	休みー							-	
地域学習センター(さざなみ学校)	休みー							-	
本郷生涯学習センター、くい文化センター、大和文化センター	休み-							-	
やまみ三原運動公園			年末	· ・年始も	· ·開園 (※	(2)			
久井運動公園		休み-							
白竜湖スポーツ村公園		休み-					>		
北方グラウンド・ゴルフ場	休み-					-	無料開放	無料開放	
清掃工場、不燃物処理工場(※3)				休み-					
ストックヤード (清掃工場内)	休み-								
斎場(三原市斎場・やすらぎ苑・西和苑)					休み -	-			

- ※1 出生、死亡、婚姻など戸籍の届け出や埋火葬、斎場の申請などは、上記期間に関わらず市役所本庁 1階、または各支所の警備室で受け付けます。
- ※2 12月30日(月)~1月3日(金)は開園時間が8時~17時(1月1日(水)は13時~17時)となります。
- ※3 詳しくはかんきょうカレンダーで確認してください。問い合わせは環境管理課(☎0848・63・1210)へ。

☎0848·6·6137 圓議会事務局

とき		内 容
3日(火)		本会議:開会
5日(木)・6日(金)		本会議:一般質問
9日(月)	10時~	本会議:一般質問予備日
10日(火)		総務財務委員会
11日(水)		厚生文教委員会
12日(木)		経済建設委員会
13日(金)		補正予算特別委員会
17日(火)	14時~	本会議:閉会

☑本会議=45人、各委員会=5人程度፴議事堂(市役所本庁7階)

議当日、議事堂で受け付けます。

市議会は公開しています。傍聴は会

定されています。 次の日程で、12月定例会の開催が予

開催されます

車で市役所本庁舎に来庁するときは 市営駐車場を利用してください

圕総務課

☎0848.67.6022

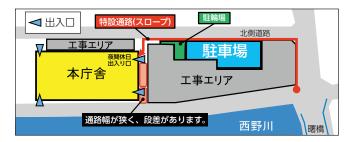
市役所本庁舎の外構・駐車場整備工事に伴い、本 庁舎駐車場に駐車できる台数が少なくなっています。 大変混雑しますので、車で来庁するときは市営円一 町駐車場・市営帝人通り駐車場を利用してください。

市役所利用者は入庫後2時間まで無料です。本庁 舎1階の総合案内コーナーで手続きが必要ですの で、駐車券を持って来庁してください。



庁舎へは北側の特設通路(スロープ)を 利用してください

工事の影響で、庁舎南側の道路(西野川沿い)から 正面玄関へと続く通路の幅は狭く、段差があります。 庁舎北側に特設通路(スロープ)を設けていますの で、そちらを利用してください。



工事は来年3月末まで続きます

新庁舎の周辺では来年3月末まで外構・駐車場整 備工事などが続きます。ご迷惑をお掛けしますが、 ご理解とご協力をお願いします。

令和2年度固定資産税

償却資産の申告を 忘れずに!

土地・家屋以外の事業用資産(償却資産)は、申告が 義務付けられています。申告の漏れや誤りのないよ う確認してください。今月中に申告書が届かないと きは連絡してください。

申告期間 来年1月6日(月)~1月31日(金)

提出先 資産税課、各支所

対象となる償却資産

- ・法人税や所得税の損金、または必要経費に算入され る減価償却資産(法人税や所得税が課税されない個 人、法人が所有するものを含む)
- ・減価償却済みの資産
- ・テナント入居者などが事業用として取り付けた内装

※無形償却資産や自動車税、軽自動車税の課税対象 を除く。

間資産税課(市役所本庁2階) ☎0848・67・6039

●償却資産の実地調査を行なっています

申告の漏れや誤りを防ぐため、市内の全事業者を 対象に実地調査を行なっています。資産台帳などの 提出や現物照合調査などをお願いすることがありま す。

※申告に漏れや誤りがあった場合、修正申告や税額 更正を過年度に遡及することとなります。

※虚偽の申告や不申告、調査拒否には、罰則が設け られています。

【例】アパート経営の主な償却資産



住民票・マイナンバーカードなどに 旧姓を併記できます

住民票・マイナンバーカードなどに旧姓(『旧氏)を併記 できるようになりました。これにより結婚などで姓が変 わった場合でも、住民票などで旧姓を証明することがで きます。併記するには窓口での手続きが必要です。

併記の対象となるもの 住民票、マイナンバーカード(通 知カード)、印鑑登録証明書、公的個人認証サービスの 署名用電子証明書

※手続きすると対象となるものの全てに旧姓(旧氏)が併 記されます。

受付場所 市民課、各支所

用請求書(受付場所、市品に用意)、旧姓(旧氏)が記載さ れた戸籍謄本など(※1)、本人確認書類、印鑑、マイ ナンバーカードまたは通知カード

※1 併記を希望する旧姓(旧氏)から現在の姓(氏)に至るまで の全ての戸籍謄本などが必要です。

問市民課(市役所本庁1階) ☎0848·67·6047



防犯・防災・火災情報があなたの携帯・スマホに届く 市メール配信システムに登録を

市メール配信システムに登録すると、携帯電話・ス マートフォンに防犯・防災・火災情報、行方不明高齢 者情報が届きます。携帯電話・スマートフォンから直 接登録できます。次の手順で登録してください。

問生活環境課 ☎0848·67·6179

メールの例(防犯情報)

件名: 還付金詐欺に注意してください

本文:市内で還付金詐欺と疑われる電話が相次いで います。不審な電話がかかってきたらすぐに 電話を切り、家族や警察に相談してください。

登録の手順

[mihara@xpressmail.ip] へ空メール(件名、本文は入 力せずに)を送信します。 宛先 mihara@xpressmail.jp 件名 本文

● 空メールの送信

②登録用アドレスの選択

登録用アドレスを選択し、利用 規約を確認後に「同意」ボタンを 押してください。

件名:登録・削除・変更について ■新規登録または変更される方 次のアドレスにアクセスしてください。

http://fr.xpressmail.jp/sb/ register/?q= ****tsrQsfkx2VbxJcW

■削除される方

下記アドレスを選択して、空メール を送信してください。 mihara-d@xpressmail.jp

❸希望する情報の選択

配信希望情報

希望する情報を選択し、 「確認」ボタンを押してくだ さい。

三原市メール配信サービス 登録·変更画面 メールアドレス 000@000.ne.jp □ 防犯情報

□ 火災情報

□災害情報

□ 徘徊SOS

確認

4 登録の完了

確認画面が表示されます。 内容を確認し、「登録」ボタ ンを押してください。

※①のアドレスを入力する

代わりに、 次の2次元 コードが利 用できます。



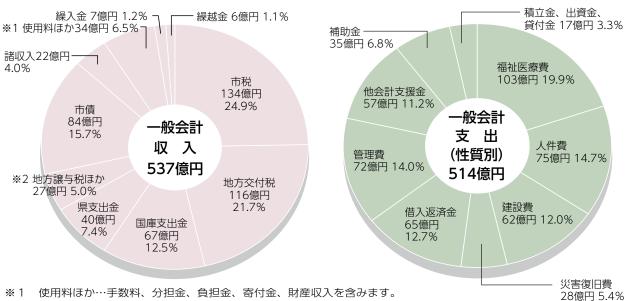
※登録は無料ですが、メールの送受信やインターネットの画面表示に伴う通信料などは登録者の負担になります。

●平成30年度の決算状況

会 計	収入	支 出	平成31年度に使 うことが決まっ ている経費	収支
	(A)	(B)	(C)	(A-B-C)
一般会計	537億円	514億円	18億円	5億円
特別会計	272億円	261億円	1億円	10億円
合 計	809億円	775億円	19億円	15億円

177 77 30 D

字ではありませんでした。 平成 30 一般会計、 年度は平成29年度に引き 特別会計とも 赤



地方譲与税ほか…地方消費税交付金、地方特例交付金などを含みます。

●市の財政を家計に例えると?

1カ月当たり31万5千円※を支出する家計に置き換えると、市の収入と支出の状況は次のとおりです。 ※平成30年総務省家計調査による平均消費支出から。

収入の内訳

市の収入項目	家計の収入項目	金額
市税	給料	82,062円
地方交付税、国·県支出金、 地方譲与税ほか	親からの援助	153,514円
市債	借入金	51,584円
諸収入、使用料ほか	副業の収入	34,325円
繰入金	貯金の取り崩し	4,006円
繰越金	前月の残り	3,687円
合	計	329,178円

支出の内訳

市の支出項目	家計の支出項目	金額
福祉医療費	医療費	62,794円
人件費	食費	46,196円
建設費	家具購入費や車購入の頭金	37,723円
災害復旧費	災害からの復旧・修繕費	17,046円
借入返済金	ローン返済金	40,068円
管理費	光熱水費や家の補修費	44,058円
他会計支援金	子どもへの仕送り	35,148円
補助金	保険の掛金など	21,465円
積立金、出資金、貸付金	貯金や友人への貸し付け	10,502円
合	計	315,000円
収入-	-支出	14,178円

収入から支出を引くと黒字になっておる が、収入に占める給料(市税)の割合は約 25%しかなく、約半分は親からの援助(地 方交付税など)で賄われている状況じゃ。

支出は、医療費(福祉医療費)、食費(人件 費)、ローン返済金(借入返済金)が約半分を

占めておる。豪雨災害の影響で復旧・修繕に 要する支出(災害復旧費)もあったぞ。

収入から支出を引いた繰越金は14,178円 となっておるが、そのほとんどは使い道が 決まっておるので、家計は厳しい状況じゃ。 皆さんの家計と比べてみてはどうかの?

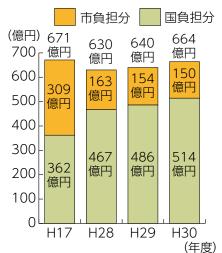
●貯金(積立金)と借入金 (市債)の残高

減債基金や大規模事業基金 を取り崩したことなどにより、 貯金の残高は平成29年度に比 べて約4億円減少しています。 平成30年7月豪雨に伴う災 害復旧事業などのために借り 入れをしたことにより、借入 金残高は平成29年度に比べて 24億円増加していますが、市 負担分は4億円減少していま す。

貯金(積立金)残高の推移



借入金(市債)残高の推移



※平成17年度の国と市それぞれ の負担額は、現行制度の算定方 法に準じて算出しています。

●健全化判断比率と資金不足比率で見る市の財政状況

健全化判断比率・資金不足比率とは、自治体の財政破綻を未然に防ぐために国が定めた基準で、この比率 でその自治体の財政の健全性を判断することができます。

市の平成30年度決算では、全ての項目で基準をクリアしており、財政は健全な状態にあるといえます。

健全化判断比率	平成30年度 決算数値	早期健全化基準 (財政が破綻寸前 であることを示 す国の基準値)	財政再生基準 (財政が破綻して いることを示す 国の基準値)
実質赤字比率 (一般会計などの 赤字比率)	_ (赤字なし)	11.98%	20.00%
連結実質赤字比率 (上下水道などを含む 全会計の赤字比率)	_ (赤字なし)	16.98%	30.00%
実質公債費比率 (収入に対する借金 返済額の比率)	6.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率 (収入に対する借金 残高などの比率)	36.5%	350.0%	_

	平成30年度 決算数値	経営健全化基準 (財政が破綻寸前 であることを示す 国の基準値)
資金不足比率 (上下水道など 公営企業の 赤字比率)	– (赤字なし)	20.0%

※各指標の計算式など、詳しくは市ホーム ページで公開しています。

平成31年度上半期の市の財政状況をお知らせします(令和元年9月30日現在)

●予算の執行状況

会 計	予算額	収入済額	執行率	支出済額	執行率
一般会計	602億4,791万9千円	222億9,244万6千円	37.0%	208億6,809万5千円	34.6%
特別会計	275億4,153万1千円	97億2,001万3千円	35.3%	101億6,406万円	36.9%
合 計	877億8,945万円	320億1,245万9千円	36.5%	310億3,215万5千円	35.3%

●市が保有する財産の現在高

財産		財産	現在高	
土地(地積)		積)	8,261,142.37m	
建物	建物(延床面積)		483,671.94m²	
一般会計		一般会計	148億128万6千円	
基金	特別会計	36億4,161万7千円		

●水道事業の経営状況

上半期は、収益15億5,245万5千円、費用12億 7,644万2千円で差し引き2億7,601万3千円の利 益が出ました。

市職員の給与などは、地方自治法および地方公務員法に基づき、市 の条例・規則で定められています。給与などについて、主な内容をお 知らせします。

固職員課

☎0848.67.6024

1 特別職の給料など

区分		平成3	0年度	平成29年度		
		給料•報酬(月)	期末手当(年)	給料•報酬(月)	期末手当(年)	
特別職	市長	94万3千円		94万3千円		
行力が戦	副市長	74万4千円		74万4千円		
	議長	53万円	4.45月分	53万円	4.40月分	
議員	副議長	47万5千円		47万5千円		
	議員	42万8千円		42万8千円		

3 一般行政職の平均給料月額および平均年齢 (各年4月1日現在)

区 分	平成31年	平成30年
平均給料月額	318,400円	318,100円
平均年齢	41.9歳	41.9歳

4 一般行政職の初任給(各年4月1日現在)

区 分	平成31年	平成30年
大学卒(上級)	187,200円	185,800円
大学卒	180,700円	179,200円
高校卒	153,000円	151,500円

2 職員の給与(一般会計決算)

	区分	平成30年度	平成29年度			
職員	員数(A)	835人	833人			
給与費	給 料	30億2,882万6千円	30億5,473万7千円			
	職員手当	8億4,182万7千円	7億1,561万8千円			
	期末·勤勉 手当	12億4,729万4千円	12億3,248万円			
	給与費計 (B)	51億1,794万7千円	50億283万5千円			
1人当たりの 給与費(B/A)		612万9千円	600万6千円			

5 一般行政職の級別職員数の状況(平成31年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
職務内容	主事 技師	主事 技師	主任 主任主事 主任技師		課長補佐 係長	次長 課長	部長参事	合 計
職員数	55人	46人	182人	39人	100人	49人	12人	483人
構成比	11.4%	9.5%	37.7%	8.1%	20.7%	10.1%	2.5%	100%

※職員数は、職務区分による一般行政職の人数(税務職43人、看護・保健職30人、福祉職76人、消防職167人、 企業職40人、技能労務職27人、幼稚園教諭27人、指導主事10人を除く)。

7 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部門			職員数(人)		対前年	
OP IJ		平成31年	平成30年	増減(人)		
	議	会	7	7	0	
	総	務	160	156	+4	
	税	務	43	44	-1	
	民	生	157	155	+2	
一般	衛	生	66	68	-2	
行政 部門	労	働	0	0	0	
	農	水	28	28	0	
	商	I	19	20	-1	
	土	木	89	88	+1	
	小	計	569	566	+3	
特別	教	育	95	103	-8	
行政	消	防	169	169	0	
部門	小	計	264	272	-8	
普通会計 計		833	838	-5		
公営	水	道	40	40	0	
企業部門	その	の他	30	30	0	
など	小	計	70	70	0	
合	計		903	908	-5	

※職員数は地方公務員の身分を保有する休 職者、派遣職員などを含み、臨時・非常勤 職員は除きます。

6 職員手当の状況 ※水道事業会計を除く。

区	分	平成30年度	平成29年度
	支給総額	1億817万2千円	1億345万7千円
扶養手当	対象者1人当 たりの平均支 給年額	26万1千円	25万円
	支給総額	5,641万7千円	5,428万2千円
住居手当	対象者 1 人当 たりの平均支 給年額	28万8千円	29万8千円
	支給総額	8,273万7千円	8,174万3千円
通勤手当	対象者1人当 たりの平均支 給年額	13万9千円	13万1千円
期末·勤勉 手当 ※平成30年度	支給総額	12億9,988万1千円	12億8,523万9千円
は4.45月分、 平成29年度は 4.40月分。	職員1人当た りの平均支給 年額	151万3千円	147万4千円
7±77 51	支給総額	4億1,770万8千円	3億826万1千円
時間外 勤務手当	職員1人当た りの平均支給 年額	54万円	39万7千円
退職手当	定年職員平均 支給額	2,091万3千円	2,184万3千円

加入者みんなで支え合う国民健康保険

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたときに 安心して医療などを受けるための制度です。

※対象世帯には、来年2~3月

ごろに案内文書を送付します。

対今年7月末時点で国保の資格

令和元年7月31日

がある人

対象期間 平成30年8月1日

と超えた額が支給されます。

限度額を超えた場合、申請する 額の合計額が、表1の自己負担

国保と介護保険で支払った金

医療費と介護費用が

額になったら

灸・マッサージにかかるとき 柔道整復(整骨院など)・鍼

¥あんなとき·こんなとき

表1 医療費と介護費用で合算した場合の自己負担限度額(年額・世帯ごと) 年齢 所得区分

があります。詳しくは保険医療 かなくても支給対象になる場合 が変わった人は、案内文書が届 ※対象期間中に医療保険の種類

へ問い合わせてください。

対象者 自己負担限度額 基礎控除後の総所得金額等が、世帯の国保被 保険者全員の合計で901万円を超える世帯の 212万円 人。所得の申告がない場合も上位所得者とみ 上位所得者 なされます。 総所得金額等が600万円超901万円以下の世帯の人 141万円 70歳 住民税の課税世帯で、総所得金額等が210万 未満 67万円 円超600万円以下の世帯の人 般 総所得金額等が210万円以下の世帯の人 60万円 世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の 住民税非課税世帯 34万円 世帯の人 住民税課税所得が690万円 現役並み所得者Ⅲ 212万円 自己負担の割 住民税課税所得が380万円 現役並み所得者Ⅱ 141万円 合が3割の人 以上 住民税課税所得が145万円 現役並み所得者 [67万円 以上 70~ 住民税が課税されている世帯で現役並み所得 56万円 74歳 般 者以外の人 世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の 31万円 低所得者 Ⅱ 世帯の人(低所得者 I 以外) 世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の 世帯で、各所得が必要経費・控除(年金の控除 低所得者 I 19万円 額は80万円)を差し引いたときに0円になる 世帯の人

※所得区分は、今年7月31日の医療保険の世帯区分に応じて判定します。

これらの施術を受けるとき

保険証が使えるのは次の場合に

③マッサージ…筋麻痺、関節拘 痛症 縮など医療上必要と医師が認 医師の同意があるとき 、頚椎捻挫後遺症など)で

場合、保険は適用されません。

〜第三者行為による届け出〜 交通事故にあったとき

で治療や薬の処方を受けている

めたとき

②鍼灸…慢性病(神経痛、リウマ

五十肩、腰

医療機関で同じ時期に同じ疾患 ※ただし、柔道整復や鍼灸は 臼など外傷性のけがのとき

①柔道整復…打撲、

ねんざ、

脱

限られます。

答えてください があります 施術所の先生の質問には正しく などについて、 ※施術内容や医療機関での治療

調査を行うこと

原則です。しかし、賠償が遅れ 療費は加害者が負担することが によりけがをした場合、その医 交通事故など、第三者の行為

闘とき 励ところ 内内容 出出演 对対象 資資格 Ⅲ用意する物 🖽申し込み・先 問問い合わせ先 🎹ホームページ



平成30年度の国保会計決算

平成30年度は約4億4,400万円の黒字でしたが、前 年度からの繰越金を差し引いた単年度の収支としては 約1億1千万円の赤字となりました。

黒字額は平成31年度に繰り越し、国・県交付金など の精算返還金や平成31年度予算での基金繰り入れの解 消などに使います。

歳 入 その他の収入 1% 4,076万円 繰越金 5% 保険税 17% 5億5.313万円 18億6,963万円 繰入金 7% 7億9,307万円 歳 入 107億 6<u>,75</u>8 万円 県支出金 70% 75億1,099万円 歳 出 その他の支出金 2% 総務費 1% 1億5,964万円 1億4,480万円 保健事業費 1% 1億1,963万円 歳 出 103億 2,348 万円 国民健康保険事業費 納付金 26% 保険給付費 70% 27億2,386万円 71億7,555万円

きます。その場合は次のことに って医療機関にかかることがで

注意してください。

事故の程度に関わらず、

へ届け出てください

保険医療課に連絡し、「第三者

行為による被害届」を提出し

てください

たときは、

いったん保険証を使

①地震、火災などの災害により、

申請が必要です。 が発生した月から6カ月以内に ります。 う医療費が3カ月間軽減、 または徴収猶予されることがあ が困難な場合、申請すれば支払 療課に相談してください。 人院費などの医療費を支払うの 次の①~③の特別な理由で 特別な理由に係る事実 まずは保険医 免除

著しく苦しくなったとき 医療費の支払いが一時的に、 部負担金減免の届け出~

③干ばつ・冷害などの災害に ②事業の休・廃止または倒産に が生じたとき 心身や資産などに重大な損害 より、収入が前年の2分の 以下に減少したとき

申請場所 り、 下に減少したとき 収入が前年の2分の1以 保険医療課

かる物が必要。 ※②③は前年と今年の収入が分 田保険証

を済ませたりしないでくださ

け取ったり、

市に無断で示談

相手(加害者)から治療費を受

圓保険医療課(市役所本庁1階) **2**0848.7.6050

ジェネリック(後発)医薬品 による医療費削減報告

ょ

国保では、ジェネリック医薬品に 切り替えた場合に医療費(自己負 担)の削減が見込める人へ通知し ています。

●平成30年度 削減効果額 1億5,408万8,513円

みんなで支えています。

介護保険は加齢や病気などで、入浴や食事などの介護、機能訓練や看護などの医療が必要となった人に福祉・医 療サービスを提供し、いつまでも住み慣れたまちで安心して生活できるように、社会全体で支え合う制度です。

この制度を運営するための費用は、半分を公費(国25%、県12.5%、市12.5%)で負担し、残り半分を40歳 以上の人(40 ~64歳が27%、65歳以上が23%)が保険料として負担しています。



占める65歳以上の人口の割合)は3・45%で、 また、要介護・要支援認定者数は6,231人です。(表2)

歳

の65歳以上の人口は平成31年3月末現在、 市民の約3人に1人が65歳以上となって 32, 268人です。 高齢化率(全人口に

市

介護保険給付費の推移 91億 574 91億 89億 6,883 88億 466 3,484 100億円 70億 6,141 万円 胢 万円 万円 63億 万円 80億円 7,048 48億 万円 42億 3,615 60億円 3,692 万円 万円 40億円 20億円 0 H12 H13 H19 H21 H27 H28 H29 H30 (年度) 介護保険 制度の開 居宅・地域密着型サービス費 施設サービス費 始

ますが、 ビス費は3.倍に増加しています。 介護サービスにかかる居宅・地域密着型サ ると2.倍に増えています。 介護保険制度が始まった平成12年度に比べ 平成30年度の 介護保険給付費は減 介護保険 特に、 少傾 給付 自宅での 向にあり 費は

険給付



護保険だより

手順 申請からサービス利用までの

するものです。

要介護度とその有効期間を認定 険者の心身の状況などを踏まえ、

要介護・要支援認定とは、被保

①要介護・要支援認定の申請

してもらうことができます。 高齢者相談センターなどに代行 ている場合)を提出します。 護保険証と主治医意見書(持 定申請をします。申請時に、 申請は居宅介護支援事業所や 市役所本庁または各支所で認 介

②訪問調査

り調査を行います。 訪問し、本人や家族から聞き取 調査員が自宅や施設、 病院を

原則として費用の1~

3割を

介護

(7)

③審査·判定

す。 介護度と有効期間を認定しま 書を基に、介護認定審査会で要 訪問調査の結果と主治医意見

④認定結果の通知

に認定結果が通知されます。 原則として申請から30日以内

⑤サービスの選択 要支援1・2の人は、介護予防

す。 生活支援総合事業が利用できま サービスまたは介護予防・日常 要介護・要支援認定が必要です

介護保険サー

· ビス

の利用に

は

利用できます。 ´ービスまたは施設サー 要介護1~5の人は、 -ビスが 居

サ

⑥ケアプランの作成依頼

ビス計画・介護予防サービス計 します。 画(ケアプラン)」の作成を依頼 希望や状態に応じた「介護サー ケアマネジャーなどに本人の

ビスを利用します。 結び、ケアプランに基づいてサ サービス提供事業者と契約を ⑦サービスの利用

⑧更新の申請 利用者が負担します。

ます。 場合は、有効期間が終了する前 が終了する60日前から申請でき に更新申請をします。 引き続きサービスを利用する 有効期間

請ができます(区分変更申請)。 ビスが変化したときは、 改善・悪化し、必要とする介護サー ※認定期間中に、 心身の状況が 変更申

ります。

詳しくは問い合わ

せ

平成30年度の決算状況

平成30年度に介護サービス を利用した人は延べ60,442人 で、介護給付費は歳出総額の約 85%を占めています。

歳出のうち[その他]の5億5, 213万円には、要介護認定にか かる費用などを含む総務費1億 5,523万円のほか、 審查支払手 数料660万円が含まれます。

地域支援事業費 5億860万円 高額介護サービス費 繰越金 繰入金・その他 2億359万円 1億6,013万円 2億9.343万円 その他 5億5,213万円 65歳以上の人の保険料 特定入居者介護 国の負担金 25億761万円 サービス費 2億5,436万円 21億1,580万円 歳出 歳入 居宅サ ビス費 35億2,778万円 100億 98億 施設サ ├ビス費 139万円 9,959万円 県の負担金 33億7,018万円 14億264万円 40~64歳の人の 保険料 24億3,492万円 市の負担金 地域密着型サービス費 13億8,475万円 11億8,506万円 ※平成30年度三原市介護保険特別会計決算書による。

修受講料 資 格 を 取得 の 部を助成 J ま

せ

h

か

ます~

助成しています。 取得した人へ、受講料の 程などの研修を受講し、 の指定事業所に勤務した人に限 から継続して6カ月以上、市内 ※研修終了日または資格取得日 市では介護職員初任者研修課 資格を 部を

固高齢者福祉課

20848.67.624 0

資格取得のための研修

17 広報みはら 令和元年 12 月号

②介護福祉士、介護支援専門員 ①介護職員初任者研修課程 対象となる研修

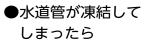
ください

水道管が凍結すると、水が出なくなったり、管が破 裂したりすることがあります。寒さが厳しくなる前に、 凍結を防ぐための対策をしましょう。

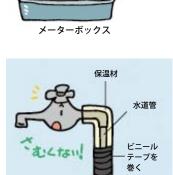
●水道管の凍結を 防ぐには

メーターボックスの中 に、布や新聞紙などを入 れたビニール袋を入れて 保温しましょう。

露出した水道管にはビ ニールテープで保温材(布 や毛布でも可)を巻き付け ましょう。



タオルなどの布をかぶ せた上から、ぬるま湯を ゆっくりかけて溶かしま しょう。急に熱湯をかけ ると蛇口や水道管が破裂 することがあります。



i 上水栓

新聞紙など

検針のときに、

メーターが見やすいように、 詰めてください

●蛇□や水道管が破裂したら

止水栓を閉め、指定工事事業者に修理を依頼してくだ さい。

間水道部工務配水課 ☎0848.64.2294

みんなの男女共同参画

入場料無料

RCCテレビ「街頭TV 出没!ひな壇団」に出演中の

フリーアナウンサー久保田夏菜 さんを講師に招き、男女共同参 画講演会を開催します。

ು 14日(土)13時30分~15時

所市民福祉会館5階

演 題 これが、わたしの使命 だから

定150人(申し込み不要)



▲久保田 夏菜さん

個人権推進課

☎0848 • 67 • 6044

水道管を凍結から守って 人権講演会を開催します 12月10日は世界人権デー

入場料無料

全ての人が尊重され、互いに共存できる平和で豊 かな社会の実現をめざし、市内の各人権文化センター で人権講演会を開催します。

大和会場:大和人権文化センター

閱7日(土)10時~11時30分

演 題 今日の差別の実態と 部落差別解消推進法の意義

講 師 NPO法人ゆにばー さる理事 山下真澄さん ※講演後にそば打ち教室の皆 さんが打った打ち立てのそば の試食があります。



▲山下真澄さん

定50人(申し込み不要)

間大和人権文化センター(☎0847・33・1308)

本郷会場:本郷人権文化センター

閩17日(火)13時30分~15時30分

演 題 国内の人権状況と部 落差別の現実

講 師 世界人権宣言の実現 を求める広島県実行委員会 事務局次長 芝内則明さん ※講演前にオカリナ同好会・心 音の皆さんによる演奏があり ます。



▲芝内則明さん

定50人(申し込み不要)

間本郷人権文化センター(☎0848・86・3333)

三原会場:人権文化センター(長谷一丁目)

閱23日(月)19時~20時30分

演 題 ソウルからの風 -韓 国から見た日本ー

講師 元教師 都築 寿美枝 さん

定50人(申し込み不要)

問人権文化センター(☎0848・ 66.1111)



▲都築 寿美枝さん